

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による懲戒処分をしたので、次のとおり公告します。

令和三年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 懲戒処分をした年月日

令和三年九月十四日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名

久保稔

三 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 登録番号

奈良県知事登録第四六三八号

五 懲戒処分の内容

令和三年十二月十日から十四日間の業務の停止

六 懲戒処分の原因となった事実

奈良県知事登録の二級建築士である久保稔は、奈良県内の建築物（一件）について、建築士事務所むくびの業務に関し、奈良県知事登録の二級建築士として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第八項の規定に違反すると知りながら、同条第一項又は第六条の二第一項による確認済証の交付を受けずに、建築工事を行うよう施工者に対して指示をし、建築主の相談に応じました。

このことが、建築士法第二十一条の三の規定に違反し、同法第十条第一項第一号に該当します。

また、同建築物について、建築士事務所むくびの業務に関し、奈良県知事登録の二級建築士たる工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認しました。

このことが、建築士法第十条第一項第二号に該当します。